

## 八頭米ブランド化推進協会の会員募集について（ご案内）

八頭米ブランド化推進協会では、生産者自らが連携して米のブランド化を図り、有利販売を実現することで水田農業の維持発展を目指しています。

このたび、当協会の取り組みを展開するため、下記により会員を募集しますので、興味がある方は、お気軽に八頭町役場産業観光課または八頭町農業公社へお問合せください。

### 記

#### 1. 会員条件

- (1) 八頭米ブランド化推進協会の規約（別紙）を遵守する。
- (2) 協会が定める次の栽培指針を遵守する。
  - ・鳥取県特別栽培認証に基づく独自の栽培基準を遵守し、管理記帳を徹底する。（化学窒素肥料9割減、農薬6割減、資材統一）。
  - ・牛フン堆肥（最低500kg/反）の毎年散布施用。
  - ・栽培圃場は出来るだけ固定化する。
  - ・品種はコシヒカリ、きぬむすめの2品種とする。
  - ・外観品質2等以上、玄米食味値80点以上で、立毛検査を受けて合格する。
- (3) 協会の役員会・研修会に出席参加する。
- (4) 米の販売は、協会の会員全員で行う。

#### 2. お申し込み先

協会への入会を希望される方は、令和6年1月29日（金）までに次の連絡先へお電話ください。

##### 【八頭米ブランド化推進協会事務局】

- ・八頭町役場産業観光課（担当：宮本）電話 76-0208 又は、
- ・八頭町農業公社（担当：山崎）電話 72-3678

##### 【お問い合わせ先】

八頭町役場産業観光課 宮本

TEL:0858-76-0208 FAX:0858-76-0217

八頭町農業公社 山崎

TEL:0858-72-3678 FAX:0858-72-3679

## 八頭米ブランド化推進協会規約

(名称と商標)

第1条 この協会の名称及び商標は、以下のとおりとする。

- (1) この協会は、八頭米ブランド化推進協会（以下「協会」という。）と称する。

(所在地)

第2条 この協会の住所は、鳥取県八頭郡八頭町とする。

(目的)

第3条 この協会は、八頭町内の水稻生産者自らが連携し、八頭町の恵まれた自然環境を生かしたこだわりの美味しい米作りを極め、八頭町産の米のブランド化と本協会独自販路での営業・流通・販売を行い、もって協会の農業経営を強化するとともに、八頭町農業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この協会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 八頭米ブランドの定義・管理
- (2) 定義に沿った水稻生産にかかる栽培管理方法の推進
- (3) 協会が主体となった八頭米ブランド商品開発・販売促進
- (4) 八頭米の集荷・保管、販売経路・輸送体制の検討・整備
- (5) 八頭米の販路開拓、商談取引の実施
- (6) 会員外生産者への啓発活動の実施
- (7) その他必要な事項

(構成)

第5条 この協会の会員は、次の者とする。

- (1) 会費会員は、協会の目的・趣旨に賛同し、規約の遵守を約する鳥取県八頭郡八頭町内の水稻生産者で、所定の入会金及び年会費を負担する個人または法人とする。
- (2) 賛助会員は、協会の趣旨に賛同する行政機関並びに関係団体及び組織とする。

(入会金・会費)

第6条 この協会の入会金及び会費の金額は別に定める。

- 2 この協会の会員は、規定の会費を当該事業年度の6月末までに納入しなければならない。
- 3 既納の入会金・会費は、会員の脱退・除名の場合においてもこれを返還しない。

(会員の義務)

第7条 この協会の会員は、次の義務を持つ。

- (1) この協会が所有する知的財産を含むすべての財産を私してはならない。

- (2) この協会が管掌するブランド商品を販売する場合、認許された形態・方法以外に用いてはならない。
- (3) この協会の趣旨や運営を妨げる、あるいは品位をけがす言動をしてはならない。

(役員)

第8条 この協会に、会長1名、副会長2名、理事3名及び監事2名をおく。

- 2 役員は、総会において会費会員から選任する。
- 3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 役員は無報酬とする。ただし、特別の出費があった時その費用を支弁する事が適当であると会長が認めた場合には支弁することができる。

(役員の仕事)

第9条 会長は、協会業務を総括し会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行し、欠員の時はその職務を行う。
- 3 監事は、協会の会計を監査する。

(会議)

第10条 この協会の総会は、年1回会計年度終了後2ヶ月以内に開催するものとする。また、必要に応じて臨時に開催することが出来る。

- 2 総会は会費会員の過半数以上（委任状含む）の出席を得て成立し、議決は会費会員である出席者の過半数を要する。
- 3 次の事項は総会の議決を得なければならない。
  - (1) 事業報告及び収支決算
  - (2) 事業計画及び収支予算
  - (3) 規約の改正
  - (4) 協会の解散
  - (5) その他必要な事項

(会議の招集等)

第11条 会議は、会長が召集する。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

(部門責任者)

第12条 第4条に掲げる事業の企画・運営を行うため、この協会に、栽培責任者1名、営業・販売責任者1名をおく。

- 2 各責任者は、会費会員から選任する。
- 3 各責任者の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(収入)

第13条 この協会の業務を行うために必要な経費は、入会金、年会費、出荷持ち分に応じた販売手数料収入及びその他の収入をもって充てる。

(決 算)

第14条 この協会の業務に要する諸費用については、毎年度毎に決算するものとし、各年度毎の費用を会費会員が負担する。

(加 入)

第15条 この協会に入会しようとする者は、加入申込書を会長に提出するものとする。入会申込者の入会の可否については、役員の過半数の賛成をもって是非を決するものとする。

(退会・除名)

第16条 会員は、会長に書面をもって届け出た上でこの協会を退会することができる。

2 退会届の提出は、原則として退会しようとする日の30日前までに行うこととする。

3 この協会は、以下の会員を除名することができる。ただし、協会役員による審議・決定を経なければならない。

(1) 会員の義務に違反した会員

(2) 会費を滞納している会員

(3) 本会の趣旨・取り組みを逸脱・妨害している会員

(4) 犯罪その他、本会の信用を失墜させる行為をした会員

4 本会の退会者および除名された者は、この協会が管掌するブランド商品を販売することはできない。

5 本会の退会および除名された者に対する、会費及び財産の配分は、事由の如何に関わらず、行わないものとする。

(会計年度)

第17条 この協会の一般会計の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとし、特別会計の会計年度は、別に定めるものとする。

(雑 則)

第18条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(附 則)

1 この規約は、平成29年2月24日から施行する。

2 協会の設立初年度の役員を選任については、第8条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第8条第3項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

3 協会の設立初年度の予算の議決については、第10条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

4 協会の設立初年度の会計年度については、第17条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成30年3月31日までとし、平成29年度会計とする。

5 この規約は、令和元年5月29日から施行する。